

議案第二十九号

三朝町消防団の設置等に関する条例の制定について

次のとおり三朝町消防団の設置等に関する条例を制定することについて、地方

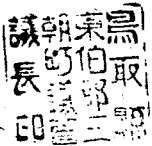
自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十五年三月拾日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



## 第二章 消防

### 第一節 消防団

#### 三朝町 消防団の設置等に関する条例

例

(昭和 年 月 日)  
条例 第 号

(趣旨)

第一条 この条例は、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条及び第十五条第一項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域について定めるものとする。

(名称及び区域)

第二条 三朝町に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称を三朝町消防団とし、その管轄する区域は、三朝町全域とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

第十四編 防災 (消防団の設置等に関する条例) (消防団組織等に関する規則)

六八九一

[鳥中文]

(三朝町消防団の設置等に関する条例の廃止)

2 三朝町消防団の設置等に関する条例(昭和 年 三朝町条例第 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際、旧条例により設置された消防団は、この条例による消防団となり、同一性をもつて存続するものとする。

#### 消防団組織等に関する規則

(昭和 年 月 日)  
規則 第 号

(趣旨)

第一条 この規則は、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十五条第二項及び第十五条の六第二項の規定に基づき消防団の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(内部組織等)

第二条 消防団の内部組織及び所掌事務は、法令又は条例に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによるものとする。

(組織)

第三条 消防団に、団本部(以下「本部」という。)及び分団をおく。